

令和 7 年度 医療機能再編支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

「奈良県地域医療構想」及び国において検討が進められている「新たな地域医療構想」で企図されている県内病院の医療機能の分化と連携を促進するため、県内の医療提供状況や今後の医療需要等を踏まえた医療機能再編支援及び病院の実状に合わせた病院間連携支援等を行う。

2 業務概要

(1) 名称

令和 7 年度 医療機能再編支援業務委託

(2) 業務の内容

別紙「令和 7 年度 医療機能再編支援業務委託 仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 23 日（月）まで

(4) 委託料上限額

19,114,040 円

なお、消費税及び地方消費税を含むものとし、消費税及び地方消費税率は 10%とする。

3 参加資格等

次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申立て中又は更生手続き中でないこと。
- (4) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (5) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 12 月奈良県告示第 425 号）第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しないこと。
- (6) 公告日から過去 5 年以内に国又は地方公共団体（国又は地方公共団体が設立する独立行政法人も含む。）と医療に係るコンサルティング業務又は調査分析業務の契約実績を有しており、かつ、医療機関に対するコンサルティング業務の実績を有している者であり、これを誠実に履行した実績があること。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる。

- ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
- ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
- ⑥ 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる。
- ⑦ 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）において、県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったと認められる。
- ⑧ 県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったと認められる。

4 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望する場合、後に記載する所定の参加申込書、企画提案書等を期限までに提出すること。

5 公募型プロポーザル説明書等の交付場所及び交付期間等

（1）交付場所

奈良県福祉保険部医療政策局地域医療連携課医療企画係（県庁主棟3階）

〒630-8501 奈良市登大路町30 電話：0742-27-8645

（2）交付期間

令和7年5月26日（月）から 令和7年6月16日（月）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで）

（3）交付資料

- ① 令和7年度 医療機能再編支援業務委託公募型プロポーザル実施要領
- ② 令和7年度 医療機能再編支援業務委託仕様書
- ③ 提出様式（様式1～様式12）及び質問票（様式13）

上記書類は奈良県ホームページにも掲載します。

※奈良県ホームページのトップページ（通常版）→県の組織→地域医療連携課→新着情報

6 説明会の開催

本プロポーザルの実施に係る説明会は行わない。

7 参加申込書の提出

公募型プロポーザル参加希望者は、次の書類を期限までに提出すること。

提出書類	① 参加申込書【様式1】 ② 事業者概要書【様式2】 ※業務案内（リーフレット等）を添付すること。 ③ 同種業務の実施実績【様式3】 ※業務の実績については、公告日から過去5年以内の国又は地方公共団体（国又は地方公共団体が設立する独立行政法人も含む。）との医療に係るコンサルティング業務又は調査分析業務を記載すること。また、公告日から過去5年以内の医療機関のコンサルティング業務の実績については、具体的に記載すること。 （※実績を証明できる書類（契約書等）の写しを添付すること。）
提出部数	1 部
提出期限	令和7年6月16日（月）17時まで
提出方法	持参又は郵送による。郵送の場合は、配達されたことが確認できる方法により、期限までに必着すること。
提出場所	〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県福祉保険部医療政策局地域医療連携課医療企画係 電話：0742-27-8645 FAX：0742-22-2725
その他	① 提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。 ② 書類の作成に当たって、使用する言語は日本語（情報通信技術として一般的に用いられる用語を除く。）とし、通貨は日本国通貨に限る。 ③ 電子契約も可とする。電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。

8 質疑及び回答

質問方法	質問がある場合は、【様式13】によりFAXにて行うこと。その際、件名を「医療機能再編支援業務委託に関する質問」とすること。 FAXを送付した際は、到着確認のため電話により連絡すること。
提出先	奈良県福祉保険部医療政策局地域医療連携課医療企画係 FAX：0742-22-2725 電話：0742-27-8645
提出期限	令和7年6月10日（火）17時まで
質問への回答	質問に対する回答は、競争上の地位とその他正当な利益を妨げるおそれのあるものを除き、県ホームページに掲載する。この場合、当該回答内容は仕様書の追加又は修正とみなす。 ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を、A4片面（必要に応じA3折り込みも可）で提出すること。全20枚を限度とすること。

【様式4】企画提案書

【様式5】配置要員経歴（統括責任者・業務責任者用）

【様式6】配置要員経歴（担当者用）

【様式7】業務実施体制表

【様式8】業務のスケジュール及び個人情報保護等情報管理体制

【様式9】「県内の医療提供状況等分析業務」の提案

【様式10】「機能再編・連携強化を行う病院への支援業務」の提案

【様式11】「地域における医療提供連携支援業務」の提案

【様式12】見積書

(2) 提出部数

正本1部、副本6部

（副本には、応募者の名称が推測されるような記載や、用紙の使用はしないこと）

(3) 提出期限

令和7年6月23日（月）17時（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送による。郵送の場合は、配達記録が確認できる方法により、期限までに必着すること。期限までに提出しなかったときは失格とする。郵便事故等により提出書類が期限内に提出場所に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。

(5) 提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県福祉保険部医療政策局地域医療連携課医療企画係

電話：0742-27-8645 FAX：0742-22-2725

(6) 企画提案書等の作成

この事業は、奈良県地域医療構想実現に向け、県内病院の機能再編及び病院間連携等を促進するためのものであることから、奈良県地域医療構想に沿った機能再編及び病院間連携等を促進するような提案を行うこと。

【様式7 関係】

統括責任者（業務全体の指揮監督を行う者）1名、業務責任者（業務ごとに遂行に必要な指導監督を行う者）3名を選任すること。統括責任者及び業務責任者の兼務はできることとするが、合計2名以上を選任すること。

【様式8 関係】

- ① 業務の内容と段取りや手順、各業務間の関係性が分かるように業務実施スケジュールを記載すること。
- ② 個人情報保護等情報管理体制について、個人情報等の管理上の効果的な対策（運用上の仕組みやルール作り）や個人情報保護に関する従業者への効果的な研修対策（計画）につ

いて記載すること。

【様式 9 関係】

今後、85 歳以上の高齢者の増加や人口減少が見込まれるにあたり、地域完結型の医療を提供するためには、外来、在宅医療の充実、医療機関と介護施設等との連携強化が求められる。現在の本県の外来、在宅医療の提供状況、自宅（在宅医療が介入している方）や介護施設等で療養中の患者が増悪した際の入院対応について、考えられる課題を示し、その課題の可視化や解決策の検討に効果が高いと考えるデータ分析手法の提案すること。（ただし、消防の所管である救急搬送データの分析は対象外とする。） また、その際はデータの出典を記載すること。（仕様書 3（1）関係）

【様式 10 関係】

機能再編が必要な病院の事例を 1 つ仮定し、地域で担うべき役割など、機能再編や連携強化後の病院のあり方も考慮した上で、支援の手法を提案すること。また、どのようなデータを用いて分析を行うかも示すこと。（仕様書 3（2）関係）

【様式 11 関係】

病院、診療所、消防、市町村（介護分野）が、自宅（在宅医療が介入している方）や在宅医療を受けている高齢者への救急医療の提供について協議する場合、生じうる課題の抽出、円滑に連携するために必要な協議内容、解決策の提案など、協議の一連の流れに関して、効果的と考える手法を提案すること。また、協議の場でどのようなデータを用いるかも示すこと。（仕様書 3（3）関係）

【様式 12 関係】

- ① 見積は指定様式で提出すること。（業務項目の内訳ごと、仕様書 7 に記載の単価契約部分（仕様書 3（2））については 1 事例（枠）における単価及び当該単価に事例数を乗じた合計金額を記載すること。）
- ② 委託料上限額 19, 114, 040 円（税込）を超えないこと。
- ③ 固定経費部分（仕様書 3（1）、（3））については、見積額全体の 6 割を超えないこと。

（7）その他

- ① 企画提案の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容を記載すること。
- ② 提案は、各提案者 1 案とする。
- ③ 文字の標準サイズは、10 ポイントとする。最高サイズは特に指定しないが、最低サイズは 8 ポイントまでとする。ただし、図表中等やむを得ない部分はこの限りではない。書体は任意とする。
- ④ 書類の作成に当たって、使用する言語は日本語（情報通信技術として一般的に用いられる用語を除く。）とし、通貨は日本国通貨に限る。
- ⑤ 参加等企画提案に要する一切の費用は、選考結果にかかわらず、提案者の負担とする。
- ⑥ 提出された企画提案書は返却しない。
- ⑦ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。
- ⑧ 提出された全ての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等）は非公開となるが、提出者に無断で公開にしない。

- ⑨ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、企画提案参加資格を取り消す。
- ⑩ 提案者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領及び仕様書の記載内容に承諾したものとみなす。
- ⑪ 令和5年度及び令和6年度の当事業の成果品については、奈良県福祉保険部医療政策局地域医療連携課で閲覧できる。

10 企画提案書の審査

審査方法	提出された企画提案書によるプレゼンテーション審査を実施し、最優秀案を1者選定する。 ① 審査予定日 別に通知する日時（令和7年7月2日（水）を予定） ② 実施方法 Zoom を用いたリモートでのプレゼンテーションを実施。※プレゼンテーションに係る通信費その他費用は企画提案者の負担とする。 ③ 時間 1 提案者あたりの説明時間は35分を予定し、内訳は次のとおりとする。 （プレゼンテーション：20分、質疑応答：15分） ⑤ 出席者 プレゼンテーションへの参加は3名までとし、主たる説明者は、当該業務を実施する際の統括責任予定者とする。 ⑤ その他 プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とする。 （追加提案の説明や追加資料の提出は認めない。）。
審査内容	① 提出された企画提案書については、次の観点から評価し、事業者を選定する。 なお、評点の配分は別記のとおりとし、合計点数の最も高い事業者を選定する。 ② 全審査委員の得点の平均が満点の6割以上、かつ各評価項目で全審査委員の得点の平均が満点の5割以上であり、審査委員の合議がある場合は、合計点数の最も高い事業者を最優秀提案者として特定する。ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は受託事業者として特定しない。なお、提案者が1者の場合もこれを適用する。
審査結果	決定した受託事業者の名称は、企画提案書提出者全員に対し文書により通知する。また、審査結果について受託事業者、応募者数、順位及び点数をホームページで公開するものとする。ただし、個別の審査結果については公表しない。
失格事項	提案者が次に掲げる場合に該当するときは、失格とする。 ① 「3 参加資格等」に示した参加資格要件が備わっていないとき。 ② 参加資格確認資料又は企画提案書に虚偽又は不正があったとき。 ③ 提出された企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に

	適合せず、その補正に応じないとき。 ④ 一以上の審査項目についての記載がなかったとき。 ⑥ 委託料上限額を超える見積書が提出されたとき。 ⑦ プレゼンテーションに不参加のとき。 ⑧ その他不正な行為があったとき。
--	---

11 業務委託契約の締結について

- (1) 10により、最優秀提案者として特定された者は、速やかに県と本業務にかかる契約を行うこと。特定された者が正当な理由なく遅延した場合は特定を取り消すことがある。
- (2) 委託契約に当たっては、契約保証金の納付（契約金額の10%以上）が必要となる。ただし、奈良県契約規則第19条第1項各号に該当する場合はこれを免除することがある。
- (3) 契約額は、企画提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務仕様書を確定した後に決定する。なお、この協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった事業者と同様の手続を行うこととする。ただし、次点となった事業者が企画提案書の審査において全審査委員の得点の平均が満点の6割以上で、かつそれぞれの評価項目で全審査委員の得点の平均が満点の5割以上であった場合に限る。
- (4) 仕様書3(2)～(4)の業務については、各業務の予定枠数での総合計金額で決定する。契約に当たっては、各業務の単価契約となる。
- (5) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

12 契約の不締結

契約候補者が契約の締結までに以下の要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約候補者と契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 奈良県が発注する物品購入等の契約に当たって、その相手方が(1)～(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、(1)～(5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）において、県が当該契約等の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- (8) 奈良県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入

を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

13 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が12（1）～（8）のいずれかに該当すると認められる場合、企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかとなった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合は、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、契約の相手方に損害賠償義務が生じる。

14 留意事項

天災、感染症の流行その他不可抗力により本業務の遂行に支障が出る場合は、事業の中止、事業内容及びそれに伴う経費積算の変更について、県と受託者が協議を行い、県が決定する。

〈参考〉企画提案公募スケジュール

時期	内容
令和7年5月26日（月）	公告
令和7年6月5日（木）	質問受付〆切
令和7年6月10日（火）	質問回答
令和7年6月16日（月）	参加申込書提出〆切
令和7年6月23日（月）	企画提案書提出〆切
令和7年7月2日（水）	プロポーザル審査委員会
令和7年7月中旬	業者決定通知